

## 国会の性格と地位

B  
ゾーン

## 国会の性格と地位

★★★★ check ■■■■■

## 第41条

国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

41条は、国会の「**国権の最高機関**」としての地位と、国会の有する立法権について規定しています。国権の最高機関であるというのは、国会は主権者たる国民の意思を直接に反映する機関であり、しかも立法権をはじめとした重要な機能を憲法上与えられていることから、国政の全般において中心的な地位を有するという政治的な意味であつて、法的な意味ではありません（**政治的美称説**）。

また、国の唯一の立法機関であるというのは、国の立法はすべて国会により行われること（**国会中心立法の原則**）及び立法の手續に国会以外の機関が参加することはないこと（**国会単独立法の原則**）を意味しています。

また、「立法」という言葉の意味については、国会の議決による法律の定立という形式的意味の立法と、「法規」という特定の内容の法規範の定立という実質的意味の立法の二つが考えられますが、41条は形式的意味に留まらず、実質的意味の立法までを含んでいるとされています。

国会中心立法の原則の例外として、両議院の規則制定権（58条2項）、最高裁判所の規則制定権（77条）、行政部による法律を執行するための政令（73条6号）、地方公共団体の条例制定権（94条）があります。

国会単独立法の原則の例外として、内閣の法案提出権（72条）、地方特別法（95条）があります。



## 学説

## ■ 国権の最高機関

## ① 概要

憲法41条における国権の最高機関という文言が、具体的にどのような法的意味を帯びるかについて、学説の争いがあります。

## ② 学説

## ■ 政治的美称説（通説）

国会は国政の全般において中心的な地位を有するという政治的な修辞表現にすぎないという立場です。

## ■ 法規範説

政治的な意味にとどまらず、法的にも意味を持つとする立場です。

## ③ 論点

三権分立の視点から、国会が他の国家機関よりも明らかに優越な地位にあることを認めることは難しいため、三権で唯一国民によって直接選ばれていることを強調するにとどまる政治的美称説が通説です。なお、法規範説の内容の一つとしては、国会は主権者たる国民から直接選ばれており、それ故国政全般が機能するように配慮すべきであり、その意味で他の統治組織より高い地位にある、という考え方もあります。